

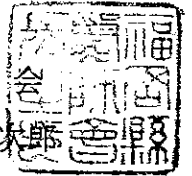


福岡医発第 41 号 (地)

平成15年 4月 4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原 敬 太



ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について (第5報)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生につきましては貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、下記について適切な対応をとるよう日本医師会感染症危機管理対策室長より協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

1 香港及び広東省 (中国) への渡航延期

WHOが、香港及び中国広東省への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表 (参考1) したことを受け、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への渡航延期について周知し、保健所等への相談に対しても、その旨回答すること。

2 医療機関における感染防止措置

医療機関外来における他の外来患者への本症候群の感染防止を徹底するため、流行地域からの帰国者が医療機関を受診する際には、医療機関に事前連絡の上受診するよう、帰国時に検疫所において周知することとしたこと。(参考2)

ついては、医療機関が帰国者から受診の事前の連絡を受けた場合、下記の対応例を参考にし、感染防止に配慮するよう医療機関に対し周知すること。

- ①診察順の繰上げ等により、待合室での待ち時間を可能な限り短縮させる。
- ②一般の外来患者とは別の部屋で待機させる。
- ③マスクを着用させる。

3 感染症法上の取扱い

伝染性の未知の疾患である重症性呼吸器症候群（SARS）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新感染症として取り扱うことが適当であるので、その旨を了知するとともに、医療機関に対する周知をすること。

また、SARSの所見のある者に対して、特定感染症指定医療機関の外、第一種感染症指定医療機関等の都道府県知事が適当と認める病院において、適切な医療の提供を行うことができるよう医療提供体制の確保に努めること。（感染症指定医療機関の指定状況：資料3）

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関への周知協力方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

至 急

(地 3F)

平成 1 5 年 4 月 3 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について（第 5 報）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に關しまして、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長あてに、下記について適切な対応をとるよう通知（別添）がなされ、本会に対しても協力依頼がありました。

1 香港及び広東省（中国）への渡航延期

WHOが、香港及び中国広東省への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表（参考 1）したことを受け、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への渡航延期について周知し、保健所等への相談に対しても、その旨回答すること。

2 医療機関における感染防止措置

医療機関外来における他の外来患者への本症候群の感染防止を徹底するため、流行地域からの帰国者が医療機関を受診する際には、医療機関に事前連絡の上受診するよう、帰国時に検疫所において周知することとしたこと。（参考 2）

については、医療機関が帰国者から受診の事前の連絡を受けた場合、下記の対応例を参考にし、感染防止に配慮するよう医療機関に対し周知すること。

診察順の繰上げ等により、待合室での待ち時間を可能な限り短縮させる。

一般の外来患者とは別の部屋で待機させる。

マスクを着用させる。

3 感染症法上の取扱い

伝染性の未知の疾患である重症性呼吸器症候群（SARS）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新感染症として取り扱うことが適当であるので、その旨を了知するとともに、医療機関に対する周知をすること。

また、SARSの所見のある者に対して、特定感染症指定医療機関の外、第一種感染症指定医療機関等の都道府県知事が適当と認める病院において、適切な医療の提供を行うことができるよう医療提供体制の確保に努めること。

つきましては、本件について行政（都道府県）より貴会に対して協力依頼があることと存じますが、貴会におかれましてもご了知いただき、医療機関への周知協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、感染症指定医療機関の指定状況を併せてお送りします。都道府県知事が適当と認める病院を早急に決められるよう、貴会からもよろしく働きかけのほどお願い申し上げます。

健感発第0403001号
平成15年4月3日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について（第5報）

標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」（平成15年3月12日健感発第0312002号）等により、貴管内の医療機関等の関係機関への周知等の対応をお願いしているところです。

今般のWHOの発表や外国におけるまん延状況を踏まえ、下記についても適切に対応するようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>）

記

1 香港及び広東省（中国）への渡航延期

WHOは、香港及び中国広東省への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表しました。（参考1）

つきましては、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への不要不急の旅行を延期するようお勧めしていただくとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

2 医療機関における感染防止措置

医療機関外来における他の外来患者への本症候群の感染防止を徹底するため、流行地域からの帰国者が医療機関を受診する際には、医療機関に事前連絡の上受診するよう、帰国時に検疫所において周知することとしました。（参考2）

つきましては、医療機関が帰国者から医療機関への受診の事前連絡を受けた場合、次の患者への対応例を参考にして、他の外来患者との接触を極力避け、感染防止に配

慮していただくよう、貴管内の医療機関に対する周知をお願いします。

診察順の繰り上げ等により待合室での待ち時間を可能な限り短縮させる。

一般の外来患者とは別の部屋で待機させる。

マスクを着用させる。

3 感染症法上の取扱

伝染性の未知の疾患である重症急性呼吸器症候群（SARS）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新感染症として取り扱うことが適当であるので、その旨了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知をお願いします。

また、SARSの所見のある者に対して、特定感染症指定医療機関の外、第一種感染症指定医療機関等の都道府県知事が適当と認める病院において、適切な医療の提供を行うことができるよう医療提供体制の確保に努められたい。

なお、感染症法第45条から第53条に基づく新感染症の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による新感染症の取扱いについて」（平成11年3月30日健医発第536号）に留意され、その取扱いに遺漏のないよう配慮願います。

香港特別行政区、広東省の旅行に関するWHO勧告

(参考1)

(4月2日、更新第17報)(仮訳)

急性重症呼吸器症候群（SARS）の集団発生はカナダ（トロント）、中国（広東省、香港特別行政区、山西省）、台湾、シンガポール（シンガポール）、ベトナム（ハノイ）の伝播確認地域で持続している。SARSの病原体は精力的、かつ国際的に研究されているが、今日のところ、完全には特定されておらず、ワクチン、その他の予防方法がない。

WHOが3月12日に緊急情報を出して以来、多数の国の衛生担当部局がSARS症例のサーベイランスを実施し、症例が報告された場合、すみやかに隔離されることにより、実質上、全ての国で症例の拡大が防止されている。一例として、ハノイの集団発生はピークを過ぎ、過去一週間新しい症例の報告はない。先週WHOはSARSの拡大をさらに限定し、飛行機による海外旅行者を保護することを目的に勧告を出した。これらの勧告は現在でも有効である（WHO勧告：海外旅行にともなうSARSの拡大防止対策参照）。

病院という最初の集団発生の場所を越えて、SARSと思われる症例が持続的、かつ確実に増加している香港特別行政区での現状から、注目すべき特徴が次第に認められつつある。それらの知見から、部屋や、各階をつなぐ共通のシステムの汚染を介して、SARSが環境汚染という伝播経路によって拡大する可能性を示唆している。集団発生を終息させるための厳密な対策を行っているにも関わらず、香港から帰国後にSARSと診断される香港訪問者が少数ながら持続している。香港に隣接する広東省からはSARSの最大の集団発生が報告され、その集団発生が広く一般住民の間で拡大した証拠も示されている。これらに対する予防手段として、今回、WHOは香港、中国広東省への不要不急の旅行を延期することを勧告する。

今回の勧告は一時的なものであり、現在集団発生地域に指定されている地域の今後の展開により再評価される予定であり、状況により世界の他の地域が勧告の対象になることもありうる。

今回の勧告は香港特別行政区と、広東省に直接入る旅行者のみを対象にしており、当該地域の国際空港で直接乗り換える旅行者を対象にしていないことを特記する。

WHOは伝播確認地域を、SARSの感染がその地域で連鎖的に伝播していることをその国の衛生担当部局がWHOに報告している地域と定義している。地域のリストは常にホームページ上更新されている。

健感発第0403002号
平成15年4月3日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関するWHOの勧告に伴う
検疫所の対応について

標記について、WHO は4月2日付けで、香港、広州（広東省）への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表しました。

これを受けて、検疫所の対応として、香港、広州（広東省）地域から本邦に到着する航空機に対し、下記事項を実施することとしたので、各検疫所におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、適切な対応をお願いします。

記

- 1．香港、広州（広東省）から本邦へ航空機を運航する航空会社に対し、質問票を配布し、航空機が到着後、検疫ブース内等で質問票を回収し、その際、別紙「健康カード」を必ず配布すること。
- 2．回収された質問票の記載内容に、「発熱、のどの痛み、激しいせき、呼吸困難」の何れかの欄に該当する旨の記載がされている場合は、健康相談室にて医師の相談を受けるよう奨めること。
- 3．健康相談の際、別途連絡する基準に該当する場合は、直ちに当課まで報告するとともに、当該帰国者について、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、その他の検疫所長が適当と認める病院に搬送すること。
- 4．船舶においても、当該地域から入港する場合は、事前通報により乗員、乗客の健康状態についての確認を行い、上記2の症状に該当する者が発見された場合には、上記3と同様の措置を講ずること。

Ministry of Health, Labour, and Welfare
Quarantine Service

香港、中国広東省から帰国した方へ

到 着 年 月 日

Date of arrival _____

香港、中国広東省から帰国後10日以内に、38度以上の急な発熱と、咳、息切れ、呼吸困難などの呼吸器症状で医療機関に受診する人は、あらかじめ、医療機関に電話で症状を説明した上で受診して下さい。

If you should develop, sudden onset of high fever (>38) and one or more respiratory symptoms (cough, sore throat, shortness of breath, difficulty breathing), within ten (10) days after arriving in this county from Hong Kong or China Guangdong, you are kindly requested to consult a physician after explaining your symptom(s) and travel history to a medical institution by telephone.

診察する医師は上記のことを参考にして下さい。

検 疫 所

_____Quarantine Station

感染症指定医療機関の指定状況（平成１４年４月１日現在）

- 特定感染症指定医療機関：１医療機関（２床）

病 院 名	病床数	所在地
市立泉佐野病院	２床	大阪府

- 第一種感染症指定医療機関：１２医療機関（２２床）

病 院 名	病床数	所在地
山形県立中央病院	２床	山形県
成田赤十字病院	２床	千葉県
東京都立荏原病院	２床	東京都
東京都立墨東病院	２床	東京都
新潟市民病院	２床	新潟県
大津市民病院	２床	滋賀県
大阪市立総合医療センター	１床	大阪府
市立堺病院	１床	大阪府
市立泉佐野病院	２床	大阪府
神戸市立中央市民病院	２床	兵庫県
熊本市立熊本市市民病院	２床	熊本県
福岡市立こども病院・感染症センター	２床	福岡県

- 第二種感染症指定医療機関：２９４医療機関（１６８５床）

* 配置基準による必要病床数１７７６床

指定病院の区分は以下のとおり。

区 分	医療機関数	病床数
国 立	９	５２
都道府県立	５５	２９６
市町村立	１１４	７４２
公的医療機関	８８	４４３
財団法人	７	２８

区 分	医療機関数	病床数
社団法人	１	４
社 保	４	２４
健 保	４	１６
医師会立	３	１６
民 間	９	６４